

国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則

平成 17 年 3 月 9 日
規 則 第 435 号

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 23 条に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の適切な管理に関し、必要な措置事項を定める。

(適用範囲)

第 1 条の 2 本学の保有する個人情報の管理については、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）その他の法令に別段に定めがある場合を除き、この規則に定めるところによる。

2 本学における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、関係法令等に基づき、別に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この規則において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この規則において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法に

より他の記述等に置き換えることを含む。)

- 7 この規則において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令第4条第1項各号に定めるものを除く。）をいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 9 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 10 この規則において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。
- 11 この規則において「教員保有個人情報」とは、前項に規定する保有個人情報のうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。
- 12 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に規定するもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 13 この規則において「部局等」とは、各学系、各学部（附属教育研究施設を含む。ただし、医学部附属病院を除く。）、各教育学部附属学校園、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター、

各機構、各室及び事務局をいう。

14 この規則において「職員等」とは、本学において保有個人情報の取り扱いに従事する職員（国立大学法人高知大学職員就業規則第3条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者をいう。）及び派遣労働者をいい、医学部附属病院においては保有個人情報を取り扱うことのある学生を含む。

15 この規則において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第13条の規定により個人情報ファイル簿を作成するもの

(2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の国立大学法人高知大学情報公開に関する規則による開示の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

ア 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

16 この規則において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これに含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

17 この規則において「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個

個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(管理体制)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。

- 2 本学に、保護管理者を置き、事務局各課長又は室長をもって充てる。
- 3 本学に、保護担当者を置き、前項に規定する保護管理者が指定する者をもって充てる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教員保有個人情報及び医学部附属病院が保有する医療関係情報の管理に当たっては、当該部局等の長又は当該部局等の長に準ずる者を保護管理者とし、当該部局等の教員等を保護担当者とする。
- 5 本学に監査責任者を置き、法人監査室長をもって充てる。
- 6 総括保護管理者は、本学における個人データ及び保有個人情報（以下「個人データ等」という。）の管理に関する事務を総括する。
- 7 保護管理者は、個人データ等の適切な管理を確保する。個人データ等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- 8 保護担当者は、保護管理者を補佐し、個人データ等の管理に関する事務を担当する。
- 9 監査責任者は、個人データ等の管理の状況について監査する。

(委員会の設置)

第4条 本学における個人データ等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、高知大学保有個人情報管理委員会（以下「保有個人情報管理委員会」という。）を置く。

- 2 保有個人情報管理委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(教育研修)

第5条 総括保護管理者は、個人データ等の取扱いに従事する役員及び職員等に対し、個人データ等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

- 2 総括保護管理者は、高知大学情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に定める最高情報セキュリティ責任者との協力の下に、個人データ等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、個人データ等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育

研修を行わなければならない。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局等の現場における個人データ等の適切な管理のための教育研修を実施しなければならない。
- 4 保護管理者は、当該部局等の職員等に対して、個人データ等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(責務及び罰則)

第6条 役員又は職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データ等（匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報に該当するものを除く。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

- 2 役員又は職員が次の各号に掲げる行為を行った場合は、本学の懲戒に関する定めによる処分を受けるほか、法に定める罰則が適用される。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、個人の秘密事項が記録された第2条第8項第1号及び第12項第1号の規定に係る個人情報ファイル（全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供した場合
- (2) 業務に関して知り得た個人データ等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合
- (3) 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集した場合

(利用目的の特定)

第6条の2 本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条の3 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 本学は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における

当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本学が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（以下「学術研究機関等」という。）に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（個人データ等の取扱い）

第7条 個人データ等の取扱いに当たっては、セキュリティポリシー及び各部局において策定した情報セキュリティポリシー実施手順（以下「実施手順」という。）に準拠し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該個人データ等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要な最小限の範囲に限ること。
- (2) アクセス権限を有しない職員等は、個人データ等にアクセスしないこと。
- (3) 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人

データ等にアクセスしないこと。

(4) 職員等が業務上の目的で個人データ等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行うこと。

ア 個人データ等の複製

イ 個人データ等の送信

ウ 個人データ等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

エ その他個人データ等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(5) 職員等は、個人データ等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うこと。

(6) 職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データ等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うこと。

(7) 職員等は、個人データ等又は個人データ等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと。

(8) 前4号の規定にかかわらず学術研究目的で取得した個人データの取扱いは、当該学術研究の実施に最終的な責任を持つ者の指示に従い行うこととし、廃棄等については、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則に規定する研究データの保存期間満了後の措置に従い行うものとする。

(9) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データ等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録すること。

(不適正な利用の禁止)

第7条の2 役員又は職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条の3 役員又は職員等は、個人情報を取得する場合、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役員又は職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、

要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本学が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他次の各号に定める者により公開されている場合
 - ア 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - イ 外国において法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関に相当する者
 - ウ 外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして施行令第 9 条各号で定める場合（取得に際しての利用目的の通知又は公表）

第 7 条の 4 保護管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的が総括保護管理者又は保護管理者により公表されている場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報

報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 総括保護管理者又は保護管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合について適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第7条の5 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ等を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第8条 情報システムにおける安全の確保等に当たっては、セキュリティポリシー及び実施手順に準拠し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 保護管理者は、個人データ等（情報システムで取り扱うものに限る。以下本条（第16号を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じること。
- (2) 保護管理者は、前号の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じること。
- (3) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人データ等への

アクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、アクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じること。

- (4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じること。
- (5) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人データ等への不適切なアクセスの監視のため、個人データ等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じること。
- (6) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じること。
- (7) 保護管理者は、個人データ等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じること。
- (8) 保護管理者は、不正プログラムによる個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じること。
- (9) 職員等は、個人データ等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去すること。保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認すること。
- (10) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じること。職員等は、これを踏まえ、その処理する個人データ等について、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うこと。
- (11) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人データ等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じること。
- (12) 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末

を限定するために必要な措置を講じること。

- (13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、執務室の施錠等の必要な措置を講じること。
- (14) 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込まないこと。
- (15) 職員等は、端末の使用に当たっては、個人データ等が第三者に閲覧されないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じること。
- (16) 職員等は、情報システムで取り扱う個人データ等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データ等の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うこと。
- (17) 保護管理者は、個人データ等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じること。
- (18) 保護管理者は、個人データ等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じること。

(情報システム室等の安全管理)

第9条 個人データ等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）の安全管理に当たっては、セキュリティポリシー及び実施手順に準拠し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 保護管理者は、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化並びに部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視並びに外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じること。また、個人データ等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じること。
- (2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じること。
- (3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する

定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。） 、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じること。

- (4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じること。
- (5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じること。

（業務の委託）

第 10 条 個人データ等の取扱いに係る業務の委託等に当たっては、セキュリティポリシー及び実施手順に準拠し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人データ等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で確認するなどの必要な措置を講ずるとともに、契約書に次に掲げる事項を明記すること。

ア 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

イ 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第 4 号において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

ウ 個人情報の複製等の制限に関する事項

エ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

オ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

カ 違反した場合における契約解除及び損害賠償責任その他必要な事項

- (2) 個人データ等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

- (3) 個人データ等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データ等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、必要に応じて定期的に監査を行う等により確認すること。

- (4) 委託先において、個人データ等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託

先に第1号に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前号に規定する措置を実施すること。個人データ等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- (5) 個人データ等を業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、個人データ等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、当該個人データ等を加工し、仮名加工情報として提供する等の措置を講ずる。

(第三者提供の制限)

第10条の2 役員又は職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ等を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データ等の提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 当該個人データ等を学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データ等を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（役員又は職員等と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データ等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データ等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 本学は、第三者に提供される個人データ等について、本人の求めに応じて当該本人が

識別される個人データ等の第三者への提供を停止することとしている場合であって、法第 27 条第 2 項各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（法第 130 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会をいう。以下同じ。）に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データ等を第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データ等が要配慮個人情報又は第 7 条の 3 第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

3 次に掲げる場合において、当該個人データ等の提供を受ける者は、前 2 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データ等が提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データ等が提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データ等が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データ等の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データ等の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

4 保護管理者は、前項第 3 号に規定する個人データ等の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 10 条の 3 保護管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 10 条の 6 において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第 15 条第 1 項の規定により個人情報保護委員会が定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データ等の取扱いについて法第 4

章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供、書面の交付その他適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 保護管理者は、個人データ等を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則第18条第1項に定める当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第10条の4 保護管理者は、個人データ等を第三者（法第16条第2項に規定する者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則第19条に定めるところにより、当該個人データ等を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則第20条に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データ等の提供が第10条の2第1項各号又は第3項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データ等の提供にあつては、第10条の2第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第21条に定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第10条の5 保護管理者は、第三者から個人データ等の提供を受けるに際しては、個人データ等を提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データ等の提供が第10条の2第1項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則第 23 条に定める文書又は電磁的記録を用いて作成する方法により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則第 24 条に定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第 25 条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 10 条の 6 保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 10 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則第 26 条の規定に基づき確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が保護管理者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則第 26 条第 2 項に規定する方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 保護管理者は、個人関連情報を外国にある第三者（法第 28 条第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則第 18 条第 1 項に規定する当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により保護管理者が確認する場合について準用する。この場合において、同項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第 10 条の 7 役員又は職員等は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を

識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第31条に定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 役員又は職員等は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第32条に定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 役員又は職員等は、第6条の3の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第6条の2第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 保護管理者は、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。
- 5 保護管理者は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について公表しなければならない。
- 6 役員又は職員等は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ等及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 7 役員又は職員等は、第10条の2第1項及び第10条の3第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データ等を第三者に提供してはならない。この場合において、第10条の2第2項中「前項」とあるのは「第10条の7第7項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第10条の4第1項ただし書中「第10条の2第1項各号又は第3項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第10条の2第1項各号のいずれか）」とあり、及び第10条の5第1項ただし書中「第10条の2第1項各号又は第3項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第10条の2第3項各号のいずれか」とする。
- 8 役員又は職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成

に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

9 役員又は職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則第 33 条各号に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

10 仮名加工情報及び仮名加工情報である個人データ等については、第 6 条の 2 第 2 項及び第 11 条第 1 項第 5 号の規定は、適用しない。

（被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置）

第 11 条 安全確保上の問題への対応に当たっては、セキュリティポリシー及び実施手順に準拠し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 役員又は職員等は、個人データ等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、直ちに当該個人データ等を管理する保護管理者に報告すること。
- (2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）こと。
- (3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告すること。
- (4) 総括保護管理者は、前号の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告すること。
- (5) 総括保護管理者は、その取り扱う個人データ等の漏えい、滅失、毀損その他の個人データ等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則第 7 条に定めるものが生じたときは、個人情報保護

委員会規則第8条第1項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告すること。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データ等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則第8条第1項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (6) 前号に規定する場合には、保護管理者（同号ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第10条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知すること。ただし、本人への通知が困難な場合であって本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (7) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じること。
- (8) 学長又は総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表すること。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うこと。

（監査及び点検の実施）

第12条 監査及び点検の実施に当たっては、セキュリティポリシー及び実施手順に準拠し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 監査責任者は、個人データ等の適切な管理を検証するため、第3条から前条までに規定する措置の状況を含む本学における個人データ等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告すること。
- (2) 保護管理者は、各部局等又は各課室における個人データ等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告すること。
- (3) 総括保護管理者、保護管理者等は、前2号の監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データ等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じること。

（個人情報ファイル簿）

第13条 保護管理者は、個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条

第3項の規定により、個人情報ファイル簿に記載しないものを除く。以下同じ。)を保有するに至ったときには、直ちに別紙様式により、個人情報ファイル簿を作成し、総括保護管理者に提出しなければならない。

- 2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。
- 3 保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除するよう総括保護管理者に申し出なければならない。
- 4 個人情報ファイル簿は、一般の閲覧に供するとともに、本学のホームページにおいて公表しなければならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第13条の2 本学は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 第1項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。
- 4 本学は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。
- 5 本学は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前2項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託

を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

7 匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置については、別に定める。

(苦情処理)

第 13 条の 3 総括保護管理者は、本学における個人情報の取扱いに関し、苦情又は意見があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとする。

(開示、訂正及び利用停止等に関する取扱い)

第 14 条 本学における保有個人情報に対する開示、訂正及び利用停止等に関する取扱いについては、別に定める。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関する取扱い)

第 14 条の 2 本学は、法第 5 章第 5 節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成することができる。

2 本学における行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関する取扱いについては、別に定める。

(行政機関との連携)

第 14 条の 3 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）4 を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、個人データ等の適切な管理を行う。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、個人情報の適切な管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 5 日規則第 15 号）

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 124 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 116 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規則第 78 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 9 日規則第 39 号）

この規則は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 29 日規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 15 日規則第 45 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日規則第 88 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人高知大学個人情報ファイル簿

No.

1	個人情報ファイルの名称	
2	法人の名称	国立大学法人高知大学
3	担当部課名又は担当部局等	
4	個人情報ファイルの利用目的	
5	記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	
6	記録範囲（個人情報ファイルにおける個人の範囲）	
7	記録情報（個人情報ファイルに記録される個人情報）の収集方法	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
9	記録情報の経常的提供先	
10	保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求先	(名 称) 国立大学法人高知大学 課 (所在地) 高知県高知市曙町二丁目 5 番 1 号
11	保有個人情報の訂正、利用停止等に関して他の法律等により定められた特別の手續（当該法令の名称等）	
12	個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
		<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル） ・ 令第 21 条第 7 項に該当するマニュアル処理ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	

17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備考	

注1. **法第60条第2項第1号**: 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

注2. **法第60条第2項第2号**: 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

注3. **令第21条第7項**: 既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル

※ 保護管理者（作成・提出） 総務部総務課（受理・閲覧・公表）